第
 号

 年
 月

 日

様

野田市福祉事務所長

(EIJ)

野田市助産施設入所不承諾通知書

年 月 日付けで申込みのあった助産施設への入所については、次の理由により承諾できませんので、野田市助産及び母子保護の実施に関する規則第3条第1項の規定により通知します。

不承諾の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長 となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査 請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこと を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。